

亀山市告示第81号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年4月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

第4条中「生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）」を「規則」に改める。

第5条第1号中「離職又は自営業の廃業（以下「離職等」という。）」を「次に掲げる事由」に改め、同号に次のように加える。

- ア 離職し、又は事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- イ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況がアの場合と同程度の状況にある場合

第5条第2号を次のように改める。

(2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者に該当する者

ア 前号アに該当する場合 次のいずれにも該当する者

(ア) 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下「申請日」という。）において、離職し、又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して2年を経過していない者

(イ) 離職等の日において、主たる生計維持者（支給対象者が属する世帯の生計を主として維持している者をいう。以下

この号において同じ。) であること又は申請時において、
離職等の日以後に離婚等を原因として主たる生計維持者とな
っている者

イ 前号イに該当する場合 申請日の属する月において、前号
イに規定する状況にあり、かつ、主たる生計維持者である者
第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号
までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があると認めるときは、第2号及び第3号
に掲げる就職活動の回数を減じ、又はこれらの就職活動を指示し
ないことができる。

第7条第1項ただし書中「第5条第4号」を「第5条第3号」に
改める。

第22条第1項中「各号に掲げる」を「の規定により指示された」
に改め、「(第2号を除く。)」を削り、「要件」の次に「(この
場合において、同条第2号ア中「いずれにも」とあるのは、「(イ)
に」とする。)」を加える。

様式第2号の表面中

「 ⑤ 2年以内に離職したこと

離職時期	
離職した事業所	

を

「 ⑤ 次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当
する方に記載)

(1) 離職等の場合

離職の時期	
離職等した事業所	

に、

(2) 第5条第1号イに規定する場合

給与その他の業務 上の収入を得る機 会の減少の状況	
---------------------------------	--

」

「 ⑥ 離職前に世帯の生計を主として維持していたこと

離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況	
--------------------------	--

を

「 ⑥ 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等の前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況	
----------------------------	--

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。